

令和 7 年

建設委員会会議録

と き 令和 7 年 7 月 2 8 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会建設委員会

日 時 令和7年7月28日(月) 午後1時00分～午後2時40分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 新妻 さ え 子 副委員長 せ お 麻 里
委員 松永 よ し ひ ろ 委員 ゆ き た 政 春
委員 安藤 た い 作 委員 中 塚 亮

欠席委員 委員 木 村 健 悟

出席説明員 鈴木 都 市 環 境 部 長 鵜田都市整備推進担当部長
(広町事業担当部長兼務)
高梨 都 市 計 画 課 長 川 原 住 宅 課 長
小川 木 密 整 備 推 進 課 長 中 道 都 市 開 発 課 長
大石 まちづくり立体化担当課長 森 建 築 課 長
中 西 環 境 課 長 篠 田 参 事
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(資源循環推進担当課長事務取扱)
溝口 防 災 まちづくり部長 七 嶋 災 害 対 策 担 当 部 長
(危機管理担当部長兼務)
櫻木 地 域 交 通 政 策 課 長 山 下 交 通 安 全 担 当 課 長
川 崎 土 木 管 理 課 長 森 道 路 課 長
(用地担当課長兼務)
大 友 公 園 課 長 関 根 河 川 下 水 道 課 長
羽 鳥 防 災 課 長 遠 藤 防 災 体 制 整 備 担 当 課 長
星 災 害 対 策 担 当 課 長

○午後１時００分開会

○新妻委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、およびその他と進めてまいります。

また、木村委員は本日欠席とのご連絡をいただいております。

本日の予定に入ります前に、令和７年６月３０日開催の建設委員会の令和７年陳情第１７号、２２号、２３号に関する審査における安藤委員の質問に対する答弁のうち、同意書に関する説明について、訂正があるとのことですので、理事者よりご発言をお願いいたします。

○中道都市開発課長

６月３０日の建設委員会、請願・陳情審査のうち、令和７年陳情第１７号、２２号、２３号の審査における安藤委員からの、事業認可申請書類の送付に関するご質問に対する答弁につきまして、８５名の方が同意書を出されたということで中身を確認し、資料に不備がなかったことから、東京都のほうに送ったと申し上げましたが、８５名の部分につきまして、正しくは約８４％になります。同意につきましては、陳情冒頭にて権利者数と同意率を回答し、審査を行う中で、１度、この８５名と発言してしまいました。おわび、訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○新妻委員長

説明が終わりました。ただいまの申出にありました発言の訂正につきましては、会議規則第１１６条の規定を準用し、これを許可します。

それでは、効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

１ 報告事項

(1) 令和７年８月都営住宅入居者募集について

○新妻委員長

それでは、予定表１、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和７年８月都営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

それでは、私からは、令和７年８月都営住宅入居者募集についてご報告をさせていただきます。恐れ入ります、資料をご覧ください。

１、募集内容でございますが、家族向け、単身者向け、居室内で病死などがあつた住宅の募集となります。

２、申込用紙の配布期間は、令和７年の８月１日から１２日まで。配布場所については、住宅課の窓口をはじめ、記載の各施設でございます。

３、広報の掲載につきましては、８月１日号の広報しながわ、および８月１日号の広報東京都のほか、区のホームページに掲載の予定でございます。

４、東京都からのプレス発表については、７月２２日付で掲載を確認いたしました。

５、参考として、都から公表されました品川区の直近の倍率については、記載のとおりでございます。

最後になりますが、募集の冊子につきましては、８月１日に区議会事務局を通じて委員の皆様へ配付

をさせていただきます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

○安藤委員

参考のところなのですが、募集回によって倍率に随分差があると思うのですが、その理由について区としてはどんなふうに考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○川原住宅課長

ただいまご質問をいただきました、募集の倍率について、数字の差が開きがあることを区としてどのように考えているかというご質問でございます。これを見るとおり、募集戸数が多いもの、少ないものに対して、募集入居者、入居者の希望数、申込者が増えると、必然的に倍率が増えてしまうというところはございます。

実はここに記載ができなかった部分がございます、単身者向けの住戸は、この一般の募集を行っている単身者向け以外にも、冊子の最後のページのほうに色づけされたところに記載しております。単身者については、病死など居室内で亡くなった住戸というところの表記もございますが、ここは加味してございません。

実際に、例えば令和6年の8月の単身者向け住戸は、募集1つに対して、申込者数が134、結果134倍の倍率ということでございました。しかし都のほうで公表されていない病死のあった住宅というのは、区内にこの当時8戸あったような状況でございます。この辺りの倍率は不明ということで、分かるもののみを記載している形でございます。必然的に単身者の希望に対しては、当然落選の方が多くなりますので、民間賃貸住宅の単身者向けのあっせんというところも引き続き支援を行っているところでございます。

○安藤委員

分かりました。確かに募集戸数によるというのはそのとおりなのですが、単身者向けの募集戸数が少なめだという傾向と、戸数が少ないということなのでしょうけれども、それと、希望する単身者の方が多い、単身者向けの住宅の倍率が高い、特にそういう認識ではないということなのでしょうか。もう一度だけ聞かせてください。

○中道都市開発課長

単身者向けの倍率についてのご質問でございます。過去の、前回、また、前々回のところを遡ってみますと、当然募集戸数が1戸ないし2戸に対し、倍率が高いというところは区としても認識をしております。

○安藤委員

区営住宅もありますけれども、こういった応募の状況などを、分析と言うと大げさかもしれませんが、把握した上で、適切に今後の住宅政策に反映していただきたいなと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

都営住宅の倍率の話がありましたけれども、改めてこの狭き門の実態が浮き彫りになっているわけですから、品川区として東京都に区営住宅の増設を求めるべきだと、冒頭で述べておきたいと思います。

今も若干やり取りがありましたけれども、単身者向けの都営住宅の倍率が、令和6年8月では1.34倍、令和7年2月では9.2倍ということで非常に高いわけです。単身者向けの倍率がなぜ高いのか、その理由を伺いたいと思います。先ほど、申込者が多いというご説明ありましたが、申込者が多いからということ伺いたいのではなくて、なぜ単身者の申込者が多いと、結果倍率が高いということになっているのか、区の認識を伺いたいと思います。

○川原住宅課長

申込者が多いという理由以外でなぜ単身者の応募が多いかというご質問でございます。都営住宅の単身者向け募集というのは当然、60歳以上高齢者の方、そして障害をお持ちの単身者の方というところ、もしくは生活保護受給者というところですが、高齢者の方が多いのではないかとこのように分析をしているところでございます。

理由として、民間の賃貸住宅も、高齢者1人というところではなかなか借りづらいという声があります。実際に不動産団体だけではなくて借りる側の声としても、高齢者の方も窓口等でそういったお声をいただいているところでございますので、区としては、そういった民間賃貸住宅のあっせんというところを引き続き強化して行って、入居しやすい住居の提供というところを、引き続き不動産団体とも協力しながら行っていきたいと考えてございます。

また、高齢の世帯の方もどちらかの方がお亡くなりになってしまうと、当然世帯ではなく単身者になってしまいますので、そういった単身の高齢者の支援というところは一定数、入居の支援というところでつなげていきたいと考えてございます。

○中塚委員

その都営住宅の増設を求めると、区は必ず、民間のあっせんを引き続き支援していくと、こういう論理で、説明をされる。前回も議論をさせていただきましたけれども、繰り返しになりますが、申込者のほぼ全員は現在民間の賃貸に入られている方が申し込んでいるわけです。分譲の戸建てや分譲のマンションを所有されている方は都営住宅の申込み資格がありませんから、今賃貸で暮らしている方が都営住宅に申し込んでいる。その中で、なぜ単身者が高倍率なのかということを改めて伺いたいと思います。

先ほど課長は、民間の賃貸が借りづらいとおっしゃってございましたけれども、現在借りている人が申し込んでいるわけですから、なぜこの申込者が多いのか、要するに倍率が高いのか、申込者の実態というものをどのように認識しているのか、改めて伺いたいと思います。

そして、民間の住宅のあっせんを言いますけれども、私は冒頭述べたとおり、東京都の都営住宅が足りないことが、この高倍率の一番の原因だと思います。それをなかなか認めようとしておりませんが、少ない数に対して多くの人が申し込むから高倍率という、その算数の話をしているのではなくて、希望者に対して都営住宅の数が足りないということだと私は思います。なぜそのような認識に立っていないのか伺いたいと思います。

○川原住宅課長

2点ご質問をいただきました。

現在、民間賃貸に住んでいる高齢者の方が、都営住宅の募集に応募をしているところへの認識をどのように把握しているかというご質問が1点目でございます。当然、現状賃貸にお住まいの方の探している住戸というところで、都営住宅を探される方も一部いらっしゃると思うのですが、民間賃貸住宅がどうしても更新の手続きがあったりですか、あとは、今、まだなかなか終身賃貸向け住宅というところが広がっていないというところが実際に実態としてあるところでございます。

今後、セーフティーネット法の改正のところで、そういった終身の賃貸住宅の推進というところも行っていくというところで、国は申しておりますので、そういった高齢者の方が一度借りた、更新なく住み続けられる住戸の提供というところは、区としても支援を続けていきたいと考えてございます。

また、まだまだセーフティーネット住宅の、数も足りていないところであるかと思いますので、区でもセーフティーネット専用住宅ございますけれども、そういった支援というところもしっかりとつなげていきたいと考えてございます。

そして、もう一点目、都営住宅の増設に関しては、現在区としては増設の考えはございませんが、引き続きセーフティーネット住宅、また、そしてこれから高齢者をサポートする、ソフト面でのサポートも含めたサポート向け賃貸住宅の提供のところを、支援をつなげていきたいと考えてございます。

○中塚委員

これ最後にしますけれども、今、アパートで独り暮らしをしている、また、障害がある60歳以上の単身の方が、都営住宅になぜ申し込むのかと、まずはこの区民の暮らしの実態にしっかり目を向けていただきたいなと思います。

一つは、今よりも家賃が安くなるからです。やはり家賃が安くなるというのは大きいと思います。それはぜひ、区民の暮らしの実態に目を向けていただきたいと思うのですが、先ほど、民間の賃貸が借りづらいという話にも関わりますが、結局独りだとなかなか借りづらくなってから、独りでも借りられる住宅というのはおのずと家賃が高めに設定されてしまうのです。傾向として、少し高い家賃であれば独りでもいいですよ。逆にお独りだと、家賃の安いところはちょっと、という。最近では、むしろ生活保護の資格があったほうが貸しやすいという話を、大家さんや不動産屋から聞くこともありますけれども、今の年金の収入ではちょっと難しいという実態があると私は思います。ぜひ、そのことに目を向けていただきたいということ。

あと、住み続けられるというところで、更新の心配がないということは、都営住宅の大きな魅力だと思います。その点は課長のおっしゃるとおりだと思います。更新のたびに、ここで更新を断られたら、新しいところに引っ越しを求められたら、独り身のこの年齢ではもう貸してくれるところがないというのが、区民の暮らしの実態だと私も思いますから、そこは課長と意見が一致していると思います。改めて、単身の方の倍率がなぜ高いのか、区民の暮らしをどう見ているのか、もう一度、課長の答弁を伺いたいと思います。

そして、都営住宅の増設ですけれども、その考えはないということで、これだけ都営住宅を申し込める方が増えているのに、なぜ考えがないのか、そこに思いが寄せられないのか、そのサポートを支援していくとおっしゃいますけれども、現在民間のアパートに住んでいる方が民間のアパートに引っ越すことが難しく、それは家賃の問題、さらには更新の問題、それで都営住宅に申し込まれているわけですから、やはり都営住宅の増設なくしてこの問題は解決しないと私は思いますが、改めていかがでしょうか。

○川原住宅課長

単身高齢者の実態の把握というところでは、先ほどの答弁で申し上げたとおりにはなってしまうのですが、住宅課の窓口でも賃貸住宅お探しの方などに向けた総合相談窓口というところを設けてございますので、引き続きしっかりと声を聞き取りをさせていただいて、適切な支援につなげていきたいというところを考えてございます。本当にもう家賃が高くて払えないということであれば、場合によっては福祉などを紹介であるとか、あとは区内にもできましたセーフティーネット専用住宅というところでは、低所得者の方向けの家賃の低廉化というものも実施は可能でございますので、そういった適切な

住居の紹介というところもしっかりと行っていきたいと考えてございます。

そして、増設についての区の考えというところでは、現時点では都営住宅増設の要望はありませんが、引き続き民間賃貸住宅の支援とあわせ、あとは、セーフティーネット専用住宅、そして居住サポート住宅というところをしっかりと推奨していった、きちんと区民の方の声を相談窓口でも聞き取って支援につなげていきたいと考えてございます。

○中塚委員

最後に一言。ぜひ、いろいろ提案させていただきましたけれど、ご検討いただきたいと思います。今の答弁で、窓口でも様々住民の声を聞いているというお話ありましたが、最近、集計といいますか、集約といいますか、どういった声が多いのか、どういった実態が区民の中にあるのか、窓口でとおっしゃるのであれば、ぜひ、どういう傾向にあるのか、そこを集約、集計して、発表できるようにしていただきたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

去年の建設委員会のやり取りの中で、森澤区長は生成A Iを使って様々な事業をつくっているけれども、この住宅分野については生成A Iは特に使われていないということがご説明であっただけに、区の窓口でどのような声が多いのか、どういう問合せやどういった区民の暮らしの実態が多いのか、そこをしっかりとつかんでいくと、それを発表していくと、区議会にも報告していくと、そうした取組はとても大事になってくると思いますので、重ねて要望して終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 公園における花火の使用について

○新妻委員長

次に、(2)公園における花火の使用についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、公園における花火の使用についてご説明させていただきます。資料はA 4判のものをご覧ください。

これまで、区立公園での花火の使用は、近隣に対する煙や音の影響、火災の危険性などから、しながわ花海道での手持ち花火を除き、禁止してまいりました。しかしながら、公園で花火ができるようにしてもらいたいという声を多数いただいていたところがございます。今回、夏季の試験的な取組として、区内の5つの公園において、一定のルールを決めた上で、試行で花火の使用を認めてまいります。

実施場所でございますが、品川地区の東品川海上公園、大崎地区のしながわ中央公園、大井地区のしながわ区民公園、しながわ花海道、荏原地区の戸越公園の5公園とし、8月1日金曜日から8月31日曜日までの期間で実施をしてまいります。

花火が使用できる時間は17時から20時までとし、家族単位を基本とした少人数での利用や、手持ち花火に限定するなど、資料に記載のルールを決めて実施いたします。また、来年度以降の実施については、今年度の試行結果を踏まえて検討してまいります。

本件につきましては、区のホームページ、しなメールや、X、チラシ、現地の掲示などにより周知を図ってまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

声が多数届いていたということでお話ありましたけれども、この5つの公園の選定理由というのはお伺いしたいのと、あと、今後は今年の試行結果を踏まえてということでした。当日の苦情等への対応体制などはどうなっていくのか伺いたいと思います。

○大友公園課長

5つの公園の選定理由なのですけれども、近隣の住宅などから少し離れた場所が確保できる公園であるというところ、また、少し離れた場所が確保でき、近隣に対する煙や音の影響が少ないこと、また、公園の管理事務所があり、火災の予防対策ができる公園を選定したところでございます。

また、当日に苦情等があった場合なのですけれども、こちら、管理事務所がある公園というところで、基本的には常駐時間帯というところで対応していくという形になってございます。

○安藤委員

聞き逃したのですけれども、管理事務所があるところも一つの条件ということだったのか、そういうことですよね、分かりました。

親子などで少人数単位ではありますけれども花火を楽しめるというのが、すごく大切な幼少期の経験にもなりますし、いろいろ、様々なレベルでの交流にもなりますので、ぜひそういったことができる区になってほしいなという思いがありますので、今年いろいろあるかもしれませんが、きちっと分析して、維持、継続、発展も含めて、今後もうできるというふうな思いを私は持っているということでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

多くの方は夏の風物詩の一つに花火というものが、浮かぶのかなあとと思いますし、私も子どもの頃を思うと、家族、友達やご近所の方々と花火を楽しんだなあと。高校ぐらいになると花火大会のほうに行ったりとか、やはり、こういう、安全に楽しく、迷惑のかからないように花火ができるような社会でありたいなと、改めて思いました。

伺いたいことは2つあるのですけれども、まず、冒頭の説明で、しながわ花海道以外の区内公園では花火禁止ということで、品川区内で花火は禁止なのだという点について、改めて説明を伺ったのですが、公園といっても大きい公園から児童遊園のように小さい公園まで様々ありますけれども、公園で火気厳禁というところの火気に花火が入ることなのかもしれませんが、改めて品川では花火が禁止というところ、昔からそうだったことなののですけれども、少し過去に遡って区の対応を伺いたい。

それと、これはやはり条例上なのですかね。もう一つ伺いたかったのは、他区はどうか。花火って楽しいと思うのは多くの方々なので、ほかの区でもこういう、まず原則禁止というところで、今回のように、取組として、ここはルールを定めてできるようにしましょうというふうに今回発表されて、これ自体は歓迎しますけれども、他区はこの公園での花火の取扱いがどうなっているのか伺えたらと思います。同時に、道路上、道路といっても私道と公道と様々あるでしょうが、家の前の道路上での花火というのはどういう取扱いになるのか、これを機にお伺いしたいと思います。

○大友公園課長

品川区内の公園で花火が禁止というところの理由等々につきまして、品川区立公園条例におきまして、公園の管理に支障がある行為を禁止事項にしております。火災の危険性であったり近隣に対する煙や音の影響などから禁止しているというところでございます。

また、他区の状況というところなのですけれども、昨年度ぐらいから試行実施する区が増えてきておりまして、隣接する区でいきますと、5区のうち、今年度試行するのが、品川区入れて2区で、昨年度からも実施という形で動いていたところが2区で、今年度も禁止をしているところが1区。また、23区内全体を通しましても、今年度試行していく区もありますし、禁止をしていく区もあるということで、様々なのですけれども、流れとしますと、ルールを決めて花火の使用をできるようにしていつているというところが今の現状の流れなのかなという状況でございます。

○森道路課長

道路上での花火についての取扱いでございますけれども、明確に法令の中で花火が禁止というふうに書いているわけではございませんが、基本的に公道上は、危険な行為であったり道路を汚損するような行為についてはしないようにというふうに書かれてありますので、それに該当してくるのかなとは考えております。

○中塚委員

公園であっても道路上であっても公共の空間ですから、もちろん危険な行為はあってはならないと思いますけれども、花火は、使い方によっては危険になりますが、ルールを守れば安全に楽しくできるものでありますので、気持ちよく花火が楽しめるような、そんな社会の姿でありたいと思います。

最後に、使用規則のところ、2つ目、「少人数（家族単位）の利用とする（子どもだけの使用は不可）」ということですが、家族単位、こういうところにも戸籍制度を持ってくるのか、そのほかに言いようがなかったのか。この家族単位という表現のその趣旨を伺いたいと思うのですが、大人同士のカップルと言えいいのか、お付き合いされているカップル、異性同士でも同性同士でも、結婚していなければ花火もできないのかと、そういうことを言いたい議論ではないということであってほしいと思います。やはり、ジェンダー平等と区の条例でも掲げていますし、こういう表記というのは趣旨が伝わらないのではないのかなと思いますので、そこを伺いたい。あと、子どもだけの使用は不可と、子どもだけとは何歳以上なのかと。高校生だなんだ、厳密にやるのもどうなのかなという正直な気持ちもあるのですけれども、ただ、改めてルールを定めて始めるというところでは、一定、区の考えも聞いておきたいなと思いますので、この家族単位というところ、子どもだけの子どもの年齢についてご説明いただきたい。

○大友公園課長

今回、ルールの中で、家族単位という形を基本としてルールを示させていただいてございます。このような記載というところにおきましてなのですけれども、家族を基本とした少人数で実施していただきたいというところで、大きな騒ぎとか近隣に迷惑となる行為を防ぎたいという目的で制定しているところでございます。この少人数というところ、また、家族というところ、他区においても、ほとんどの区で、家族単位で、などの少人数で実施という条件がついているところでございます。

また、子どもの定義というところにつきましては、具体的に、中学生だから子ども、高校生だから大人とかというところの線引きは今回はしておりません。今回、実施をしまして、その状況を見て、来年度必要とあれば子どもの定義を決めていかなくてもならないのかなと思いますし、今回はあくまでも試行というところで、実際にまずはやってみてというところで考えていきたいと考えてございます。

○中塚委員

まず、子どもの年齢のほうは試行ということで今、ご説明ありました。ありがとうございます。

家族単位のところで、家族を基本としたということですが、私の趣旨が伝わらなかったのか、家族のありようって様々だと私思うのです。事実婚の方もいらっしゃる、私のことで言えば入籍をしているという人もいるわけで、また、異性カップルもいれば同性カップルもいるわけで、日本の制度では、結婚したいけれども戸籍担当課で同性カップルが婚姻届を提出すると認められないと。結婚の平等をということで、大きく報道や、また、取組も広がっているわけですし、そういう、家族の在り方は様々と、多様性を認め合っていこうではないかという流れが力強く広がっている下で、この少人数の趣旨は分かります、それは分かります、ここで家族単位とするという、こういう表記は、やはり非常に違和感といたしますか。これまでジェンダー平等、森澤区長も様々条例を提案してきて、議論もあって進めてきて、という状況に照らすと、こういう表記でいいのかと問題提起をさせていただいたのですけれども、改めていかがでしょうか。

○大友公園課長

少人数というところの趣旨はお伝えしたところなのですが、この家族という書き方ということについては、戸籍上の家族というところの縛り等々を書いたものではございません。実際に、具体的な家族の在り方というところを提起して書いているところではございませんので、明確に、籍を入れていなくて駄目とか、そういうような形での縛りというところの書き方の記載、受け取りということでは、誤解のないようにして運用していきたいと考えてございます。

○中塚委員

これで最後にしますが、やはり、家族単位という表現を見直したほうがいいと思います。自分のことを振り返れば、これから家族になりたいと思う人との過ごし方としても花火は結構いいツールだなと思うわけで、その趣旨が少人数ということであれば、2人の表記が家族単位というのではなくて、別の表記にここはやはり見直したほうがいいと要望して終わりたいと思います。ぜひご検討ください。

○新妻委員長

ほかはいかがでしょう。

○ゆきた委員

概要の(2)、(3)の実施期間と時間の決められた理由についてお聞きできればと思います。

○大友公園課長

まず、実施期間というところなのですが、花火、季節を限るのも少しあれなのですが、夏に実施するというところが一般的なのかなというところと、あと、お子様が、学校等々がお休みの期間ということで、実施しやすい期間ということで絞って試行実施の期間を定めさせていただきました。また、時間についてなのですが、17時、まだ暗くなる前というところもあるかもしれないのですが、準備等々も込みで17時からに設定させていただいたところがございます。20時までというところについては、公園の管理の必要となる場所、また、近隣のご迷惑というところを考えると、20時が妥当かなというところで今回設定をさせていただきました。

○ゆきた委員

ありがとうございます。実施期間は夏休み期間ということ確認できました。あと、もうすぐ8月になりますが、今お話もあったとおりなのですが、日の入り時間がなかなか、18時半以降でもまだ明るいような時期だと思います。夕方まで日が出ているのでまだ明るい時間で、時間を少し後にずらし

て20時半までにするのも一つの案だと思います。それで、確認したところ、大田区では18時から20時半、世田谷区では20時半までで終了、21時までに片づけも含めて全て終了というふうになっていました。治安の問題とか、近隣の騒音などの関係もあると思いますが、一概に遅くまではできないとも思われますが、改めてこの辺についてお聞きできればと思います。

○大友公園課長

20時という設定、もう少し後ろ倒しにしてはというお話をいただいたところでございます。今回20時という形なのですけれども、こちら、管理の都合というところもあり20時としています。また、近隣等々の、20時以降となると少し遅い時間という形にもなるかというところで設定をさせていただいたところでございます。他区の状況、20時で設定しているところ、20時半、21時と大体3パターンあるかなというところなのですけれども、今回はこの形、20時で実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

○ゆきた委員

近隣の状況を鑑みてということで確認できました。

あと、もう一点なのですけれども、試行実施した意見や区民のお声をどのようにして集約していくかというところをお聞きできればと思います。

○大友公園課長

実際にはこちら、花火を実施するところ、あと、片づけ状況等々、公園の管理スタッフ等々が確認をしていくという流れになってございます。その中で、地域の声、実際にやっている人の声等々を拾っていき、我々のほうで集約して、それを来年度に向けて反映していく、また、今年度の実施の改善点があればそこに反映していくという形で考えてございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。現場の声を確認してということで確認できました。私も、品川区のホームページで、公園の花火利用についてというものを見させていただきましたが、例えばですけれども、区のホームページで、花火の利用上のルールと併せて、この段階で試行実施のアンケート入力フォームをリンクさせて実施するのも一つだと思います。より多くの区民のお声を効率的に集約していければと思います。この辺についてもお聞きできればと思います。

○大友公園課長

ご提案ありがとうございます。利用者のみならずほかの様々な方々の声をいただく手段として、幅広くいただける手段を考えてまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○松永委員

私から4点ありまして、まず、1つは、このルールというのがあると思うのですが、もしルールを破った場合どうなるのでしょうか。例えば、こうしたルールを破った方への、画像とか動画をSNSでアップする可能性があると思います。こうしたところで、区はどう対応されるのか。あと、例えば管理事務所が見回りをすることなのですが、そうしたところで、時間を守らないというケースが多分出てくると思います。先ほども、時間を遅らせてはとかいうご意見あったのですけれども、ぜひそうしたところの、ルールを破った方への対応策についてお知らせください。

もう一つ、2番目なのですが、公園内で花火をされるということなのですが、万が一、あふれ返った

ところは。例えば戸越公園とか中央公園とか、結構人が来るのではないかと予想されますが、そうした場合はどう対応されるのでしょうか。

また、3番目になります。先ほどの質問の中で、管理事務所があるところということなのですが、なぜ西大井広場公園がないのか、その理由についてお知らせください。

4番目、手持ち花火でも、手で持って遠くへ飛ばせる花火がありますので、ここはしっかりとルールを守っていただくためにも、こういった花火だったらいいよというような画像というか写真を添付するなどの工夫が必要だと思いますが、区の考えをお知らせください。

以上、4点です。

○大友公園課長

公園の花火使用者、ルールを破った場合の対応なのですけれども、まずはルール、破らないように、ルールを破るおそれがある場合、注意をしてまいるというところがまず、一義的な対応となってございます。それでも、ルールを守らないと、繰り返しそのようなことが起きる、また、大きなルール違反があるというような場合におきましては、その公園での花火の使用を中止せざるを得ない場合も出てくるのかなというところで考えているところでございます。

2番目、人が集まり過ぎて多い場合というところにつきましては、常駐しているスタッフのほうで一定の整理をさせていただくこと、また、その整理、順番待ち等々でも整理がし切れない場合については、その日の利用を諦めていただくことも考えられるかと思っております。

3番目、西大井広場、こちらがない理由なのですけれども、西大井広場公園、マンション等も隣接しているところがございます。また、こちら西大井広場公園につきましては、今選定しているほかの公園と比べますと、管理上いろいろなお声をいただく機会が多い公園というところがございます、今回実施をするのにはなかなか難しいのかなというところで考えさせていただいたところでございます。

4点目、手持ち花火を具体的にというところにつきましてはなのですけれども、一定、手持ち花火という形の表現でご理解をいただけるというところで、今回は試行していきたいと考えているところでございます。

○松永委員

ありがとうございます。ぜひそうした、ルールというのをしっかり明確にしてホームページに掲載していただければと思います。先ほどの、例えばルールを破った場合ということで、SNSとかに上げた人、投稿者がいるではないですか。投稿された人に対しては、何か注意ではないけれど対応というのはされないでそのまま放置されるのでしょうか。それだけ教えてください。

○大友公園課長

ルール違反においてSNS等々の拡散というところがされた場合、ケース・バイ・ケースになるかと思うのですけれども、それが刑事事件になるようなものと当然連絡等々もしますし、関係所管の協力を得る形にもなると思います。そのルールが、花火を持って走り回らないという程度のものであれば、これを見逃すとかという話は裁量になってくるかと思うのですけれども、ケース・バイ・ケースになるかと思っております。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) (仮称) しながわ防災区民憲章の制定について

○新妻委員長

次に、(3) (仮称) しながわ防災区民憲章の制定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○羽鳥防災課長

私からは、(仮称) しながわ防災区民憲章の制定についてご説明いたします。

初めに、1番、概要についてです。阪神淡路大震災から30年、能登半島地震から1年が経過する中、過去の震災の教訓に学び、区民一人一人が自助・共助の重要性を再認識し、次の世代へ引き継いでいく決意について、改めて区民と共有するため、東日本大震災から15年を迎える令和8年3月11日に防災区民憲章を制定するものでございます。

次に、2番、事業内容についてです。目的は、主に区民の自助・共助の意識向上です。

方針といたしましては、3点ございます。1つ目が、品川区災害対策基本条例の前文の理念を活かす、2つ目が、区民の意見を幅広く聴く、3つ目が、品川区らしさを表現する、でございます。

次に、3番、有識者についてです。防災区民憲章の制定に当たり、区民や学識経験者の方からも様々なご意見をいただきたく、アンケートや、区長と座談会などを実施いたします。メンバーは記載の4名になります。

次に、スケジュールについてです。先ほど、有識者と区長の座談会につきましては7月の7日に実施いたしました。この内容は、広報紙9月1日号に掲載予定でございます。また、8月頃、防災会議の委員へ連絡し、意見を募ります。9月からは、デジタルプラットフォームなどを活用し、幅広く意見を募ってまいります。そして、来年3月11日に制定公表を予定しております。

○新妻委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、今回、憲章ということで、条例と憲章なのですけど、この違いです。憲章をつくるという、この憲章をつくる独自の意味というのは何なのでしょうか、伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

条例と憲章の違いについてでございます。条例につきましては、区で定めるもの。憲章につきましては、品川区、区民憲章等ございますが、区民の皆様の総意でつくり上げるものというふうに認識してございます。そういったこともありまして、今回、防災区民憲章をつくるに当たり、幅広く様々な機会を活用して、ご意見を募ってまいりたいと考えてございます。

○安藤委員

何か、今のご説明ですと、条例とか憲章をつくるに当たっての、つくり方についてのご説明だったように聞こえたのですが、それ以外に条例と憲章の違いというのはないのか、もう一度伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

つくり方以外の違いというところでございますけれど、まず、品川区に関しましては、平成26年の3月31日に品川区災害対策基本条例というものをまず、制定をいたしまして、この中で、自助、共助、公助の役割と、区民、事業者、あと、区、防災区民組織などの努めというのを定めております。

今回、しながわ防災区民憲章をつくるに当たり、やはりもう既にある、品川区災害対策基本条例の理

念に沿ったものにするべきと考えておりますので、そこは、大きく内容が異ならないように考えております。その中で、ほかの先行自治体の防災区民憲章では、自助・共助の重要性のみならず、その思いを後世に伝えるという要素が含まれております。品川区災害対策基本条例にはそこまでの要素は、前文には記されているのですけれど、そこをさらに、今回制定します防災区民憲章のところで、自助・共助の重要性、さらに、後世へ引き継ぐ、というところを明確に打ち出して、さらに区民の方々へ啓発してまいるというふうに考えてございます。

○安藤委員

共産党なのですが、品川区災害対策基本条例の制定時には反対しているのです。理由なのですが、災害対策で最も大切な予防対策をはじめとした公助、区の役割というのを相対化、後退させるもので、自助・共助の強調、明確化を強化する改悪だという内容だったので、反対したのです。したがって、区民憲章をつくること自体は否定するものではないのですが、その内容というのは、私たちとしては、基本条例にとらわれるべきではない、そういう立てつけが行政の在り方としてあり得るのかというのはあるかもしれないのですけれど、とらわれるべきではなく、むしろ、今回区民の意見を聞いてつくるという立てつけになっていますが、区民の意見をきちんと踏まえて、現状にふさわしいものをつくるべきなのではないかと思っています。これは意見なのです。

2つ伺いたいのですが、まず、憲章なのですが、先ほどからありますように、条例の前文の理念を活かし制定と、資料にもあるのですが、具体的には前文のどのような点を活かすということなのか伺いたいと思います。また、活かすというのは主に前文ですよということなのか、伺いたいと思います。

2つ目は、資料の方針で、品川区らしさというのがあると思うのですが、この品川区らしさというのは何を指しているのか伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

ご質問2点いただきました。

まず、1点目です。災害対策基本条例の前文のどのような点を活かすかというところでございますが、先ほど申し上げたとおり、自助・共助の重要性と、後世へ引き継いでいくことの主に2点が、今回取り上げるポイントになります。品川区らしさにつきましては、こちらは、これから皆さんに意見を募ってまいりたいと考えてございます。

○安藤委員

そういうことで、前文のところということなのですが、前文に限らないのですが、この前の条例がかなり、品川区の公助の役割を相対化しているといえますか。それぞれの役割を果たします、みたいな基本理念が書いているのですけれど、それぞれの役割が一つではないだろうというふうなところが、一番大事なことではないかというところで、大きく後退しているというのが私たちは問題だと思い、反対したわけなのです。少し繰り返しになりますが、この基本条例にのっとってやっていくというのは、私は間違いだと思っております。きちんと公助というのをしっかりと位置づけるということなくして、そういった検証というのはあり得ないのではないかなというふうな、これは意見を述べさせていただきたいと思います。

進め方について伺いたいのですが、有識者インタビューはもう終わったということなのですが、これを具体的にはどのように憲章に活かしていくのかというイメージを伺いたいというのが1つ。

それと、憲章の案というものがいつ区民に示されるのか。あと、建設委員会の報告というのは結局い

つになるのかというのを伺いたいと思います。

あと、次へ行ってしまうですけど、デジタルプラットフォームでの意見集約というのが、主に区民からの意見集約が一般の区民の唯一の方法になっているように見えるのですが、このデジタルプラットフォームでは少し厳しいぞという方がやはりいると思うのです。やってみると簡単なのですけど、とは言ってもそれは人によるので、そういう方の意見はどういうふうに対応、酌み取るつもりなのか、また、そのデジタルプラットフォームで意見集約するということと併せて、説明会というのですか、要するにこれがある意味パブリックコメントみたいなものだと思うのですが、説明会というのをどこかでやらなくてはいけないのではないのかと思うのですが、それについてのお考え、やるのかやらないのかを伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、有識者のご意見をどのように活かすかというところでございますが、こちらは、まず、7月7日に開かせていただいた座談会の内容を9月1日の広報紙のほうに上げさせていただいて、区民の方々に、まず、品川区が防災区民憲章というものをつくりますということをお伝えしていく。その中身として使わせていただきたいと思います。今回の座談会以外に個別にアンケートも取らせていただいて、それぞれ、品川区らしい憲章がどういうものなのか、自助・共助の重要性を区民一人一人に伝えるためにどういった手法がいいのか、そういったところを具体的にアイデア等、ご意見をお聞きしてまいりたいと考えてございます。

いつ頃、案が示せるかというところでございますが、3月11日の制定に向けてですので、それまで準備を進めて、2月の委員会までには案をご報告できるように準備を進めてまいりたいとは考えてございます。

次に、デジタルプラットフォームがなかなかうまく使えない方もいらっしゃると思います。その方に対しては、もちろん、同じ質問の内容を、例えば防災課の窓口にいらっしゃった方はそこで紙に書いて回答していただいて、それを職員がシステムのほうに入力するという形で、デジタルプラットフォームのシステムの中で集計できるような対応というのも今考えているところでございます。

説明会につきましては、今回、3月11日制定という短い期間の中で対応しているため、なかなか大規模なものというのが期間的に難しい部分もありますが、各地区の町会長会議など、対応できるところは個別に出向いてご説明差し上げるというところでは、現在、日程調整等を進めているところでございます。

○安藤委員

その案が結局、示されるのがいつなのかというのはよく分からなかったのですが、委員会には2月の委員会、これかなり固まったあとなのではないのかと思ってしまいます。もっと早く報告してくださいよというのは思う。いわゆるパブリックコメントとか普通だったらやるではないですか。そのときに案が示されるわけですけど、それが一体いつ、どの段階のスケジュールなのか。もう、8月の防災会議の委員への意見集約のときにはその案みたいなものは示されているものなのか、9月の広報紙にて区民に周知する場合にはもう既に案が載っているものなのか、そこら辺が少し分からなかったので伺いたいです。

○羽鳥防災課長

失礼いたしました。8月に防災会議で、9月からデジタルプラットフォームという形で、いろいろご意見集めますので、その中で案をつくり上げていきます。それで、案として大体つくられてくるのが年

明けぐらいかなというふうには考えております。これは、今後進めながら、状況見ながら、それで、委員会報告につきましては、途中、進捗報告もさせていただきたいと考えておりますので、適宜対応してまいりたいと考えてございます。

○安藤委員

そうですね、やはり大事なところなので、検証というところで、しかも、これから引き継いでいくということもありましたし、今後の長きにわたって影響が大きなところだと思います。やはり、もともとの基本条例のところ、私たちは少し異議がありますので、これは区民憲章なわけですから、しっかりと多くの方々の意見を聞いて、それを反映したものにしていくなさないと改めて意見を述べさせていただきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

(仮称)しながわ防災区民憲章の制定についてということですが、まず、これいつから検討していたのかを伺いたいと思います。当初予算に入っていたというのであれば、去年の夏過ぎぐらいから所管ではいろいろ準備を重ねていたのか、いつから検討していたのか伺います。

それと、区民憲章ということになると、これ議決案件になるのか、それとも区長が公布、執行、何というのでしょうか、分かりませんが、そういったことをするのみなのか。議決案件なのかどうか。何をもって制定と、公に定めるのか、そこを伺いたいと思います。

あと、3点目ですが、目的に、区民の自助・共助の意識の向上とあります。概要にも「区民一人ひとりが自助・共助の重要性を再認識し」とありますが、これは何が言いたいのか私にはよく分からないのです。そこをご説明いただきたいと思います。概要にも書いてありますが、阪神淡路大震災から30年、能登からも1年、東日本大震災から15年、そのほかにも、新潟中越から、熊本から、千葉もそうですけれども、毎年のように大きい災害がある中で、品川区は自助・共助が薄いから被害が拡大したという認識なのか、つまりは区民の自助・共助の意識の向上とは何なのか伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、いつから検討をというところですが、こちらは、令和元年のときに議会よりご提案をいただいたのが初めになります。そこから長期的に研究を進め、先行自治体の状況も研究してきたという経緯がございます。3番目のご質問につなげますけれど、自助・共助の意識の向上、これ、なぜなのかというところですが、きっかけになったのは、先月6月の初旬に、森澤区長が宮古市の田老地区を視察に訪れたことです。議会の区長答弁でもご説明させていただいた内容になりますが、過去に明治、昭和と2回大きな津波の被害を受けて、田老地区としては、避難路の整備であったり、防潮堤の整備、そういった公助の部分のハードの整備はある程度進んでいたという中で、過去の災害の経験というものが住民の方の少し油断になったのか、安心感を高めてしまったのか分かりませんが、やはり、大丈夫だろうというような感情があって、そういった方が被害に遭われたという話が現地で区長に対して被災者の方が説明をした際に、ありました。

そういった話を受けて区長が、これから、首都直下地震に向けての対策、公助の対策としては区のほうで様々打ち出しているところではございますが、それに加えて、やはり自助・共助の意識を高めると。公助が役所としてできる取組の一つでありますので、そういったところで今回、自助・共助の意識の向上というところを目的として、防災区民憲章を制定するという形になりました。

議決案件なのかというところに関しましては、今回は、議決案件というところではなく考えております。

○中塚委員

令和元年から議論をしていた割には、委員会への説明は恐らく今日が初めてではないのかなと。そうしたら、本会議でも何か少しそんな議論があったような気もしているのだけれども、第2回定例会のかな、その割には、今日からもう、来年の3月11日には決めるというのはすごく拙速だなというのをまず、感じました。実のあるものにしたいと思っているのであれば、説明会はもちろん、憲章案の発表はもちろん、多くの意見を聞いたり審議会つくったり、時間をかけてやるべきことなのに、何でこんなに拙速なのかなというのはまず、思います。

それと、区民の自助・共助の意識の向上というところですけども、田老地区の教訓について、今ご説明あったことについて、私もそんなに詳しく今、認識しているわけではないので適当なことを述べるつもりはありませんが、森澤区長が大丈夫だろうということで被害が広がったと。現地の方から聞いた、森澤区長がどんな話を聞いて何を思ったのかよく分かりませんが、そんなことで言ったら区長に失礼かもしれませんが、今の動機で果たして、いつ起きてもおかしくない大きな震災から品川区民を守れるのかなというのは感じたのです。もう一度この、何がどう大丈夫だと思って、思ってしまったから被害が起きてしまったと、だから自助・共助なのだというのがよく分からなかったので、伺いたいと思います。

○羽鳥防災課長

自助・共助の重要性のところ、区長がどのように認識されたかというところでございます。区長答弁の繰り返しになってしまうかもしれませんが、当時、過去2度の津波経験から防潮堤や高台における避難路などが一定整備されており、地震から津波が来るまでに30分あったにもかかわらず、大丈夫だろうと上着を取りに家に戻ったり、お茶を飲んで温まったりしてから避難しようと逃げ遅れた人たちが結果として犠牲になった。最後はハードでなく人々の意識が大事だ、それを伝えていくのが生き残った自分の使命だということを、区長が現地のガイドの方に話を聞いて感銘を受けたということになります。

○中塚委員

区長がそうお感じになったと。たしか本会議でそういう答弁があったなと思いますけれども、要するに、地震だ、津波が来る、ということの計画が不十分だったということだと思うのです。大きい地震があったとき、海岸線から波がうわーっと引いたときに津波が来るということの過去の教訓が活かされていなかったということで、なぜそれは自助・共助の再認識につながるのか、その論理展開が私にはよく分かりません。

田老地区の方々もいろいろこの実感から述べられていることは分かりますけれども、大きな地震があったら津波が来るということの過去の教訓が、現在において、防災計画に位置づけられていなかった、位置づけたにしても、区民にはそれが徹底されていなかった。徹底されるための訓練や、その訓練の在り方の工夫がされていなかった。そこにこそ、大事な教訓があるわけで、どうしてそれが自助・共助の再認識が、しかもこの区民憲章の肝になる部分につながるのか、改めて伺いたいと思います。

田老地区のことは私も改めてよく調べたいと思いますけれども、東日本大震災で大きな地震があって、津波があって、私も今でも鮮明に映像で覚えています、車で避難している方々を大きい津波が飲み込んで、高台に避難しろということがかなわずに多くの方が亡くなったと。そのときに、住民一人一人の自助が足りなかったとか、共助が足りなかったとか、だからあれだけの津波による被害が生まれたとか、

私はそうは思いません。皆必死に逃げたと思います。ご近所の方々も逃げようと声をかけたと思います。ただ、それがどこまで徹底されていたのか、そこにこそ教訓があるのであって、もっと自分で頑張れ、もっとみんなで頑張れ、自助・共助こそが大事なのだというところが教訓ではないと私は思うのです。

もちろん公助として、自治体の方も自衛隊の方も必死に頑張りましたけれども、やはり発災直後で失われた命は、発災後の救援では決して救えないし、何よりも、能登のことで言えば、直接死よりも関連死のほうが多いのです。これは重大な事態だと思うのです。

能登の場合は、特に住宅再建が進んでおりませんけれども、特に政治の責任、これは正確に言うと国会の責任が大きい、自治体は踏ん張っていますが。そういう意味で、何で自助・共助の再認識が多くの命を奪った数々の震災の最大の教訓になるのか、それが全く分からないのです。いや、国がそう考えている、区の条例が自助・共助と書いていると、そういうものではなくて、区だって職員を被災地に派遣して、いろいろなものを見て感じて、品川区の防災対策に活かしていきたいという話はよく伺っています。何か、自助・共助の重要を再認識、これが震災の最大の教訓だと、これを今度区民憲章に盛り込むのだと、一体何を見てきたのだという思いにどうしてもなってしまうのですけれども、いかがでしょうか。

○羽鳥防災課長

ただいまのご質問ですが、防災区民憲章は区民の皆様の自助・共助の意識が低いから、それを高めようということではなくて、もちろん十分自助・共助の意識がおりなのですが、それをさらに高めたいというものです。一年前に能登半島地震がありました、こういった大震災があると、一時的に、一般的に意識が高まりますけれども、やはりどうしても薄れていくというものでございます。

きっかけとして、今年が阪神淡路大震災から30年。阪神淡路大震災は、家屋等倒壊等で救助された方の1.7%が公助により救助された方、そういった情報も、阪神淡路大震災直後ですと報道もされて意識高まるのですが、だんだん薄れて、30年たったこの時期にそういった報道がまた、されますので、また、意識が高まる。それで、能登半島地震から1年経過してやや弱まってきたところでさらに高める。それで、来年制定を目指す、令和8年は東日本大震災から15年というところで、やはりこういう節目、節目に、さらに自助・共助の意識を高めるというのが重要であろうということで、タイミングとしてもこの時期がふさわしいのではないかというふうに考えてございます。区民の皆様の自助・共助の意識が低いということではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

さらに、委員からお話ありました災害関連死につきましては、まさに公助の範囲だと思います。公助のところで、災害関連死を防ぐために様々な取組をしておりますので、やはり自助、共助、公助、それぞれがそれぞれ高め合うということで、首都直下地震に向けて、区の地域防災力がさらに高まるというふうに認識してございます。

○中塚委員

概要のところには「区民一人ひとりが自助・共助の重要性を再認識し」ということですが、今の説明ですと、区民の意識が低いからではないのだと、ただ、高めていきたいのだということで、その説明の中で、震災があると意識が高まるけれども、しばらく時間がたつと低くなってしまいうから、節目、節目で高めていく必要がある。要するに自助・共助をしっかり打ち出すことが必要だということなのだと思います。

震災が起きたときに、例えば東京が被災地ではないけれどもほかの地域で災害が起きたときに、防災意識が高まることは素晴らしいことだと思います。一方で、時間とともにその意識が下がっていくのも

また、事実だと思います。だから被災地は風化させないという声を上げ続けているわけけれども、下がっていくのを区民のせいにはいけないと思うのです。やはり十分な意識や対策を維持していくために防災訓練があったり、様々な場面での事業があるわけであって、自助・公助が足りないからこれだけ被害が大きくなっているのだと、この認識はやはり間違っているのだと私は思います。自助、共助、公助と言いますが、それぞれの担い手の役割の明確化をしたりとか、あと、誰が何をするかという役割分担が不徹底だったから被害が起きたのでは決していないのだというところを分かっていたいただきたいのです。

実際の被災地を見ればそうですよ。誰が何をやるのか不徹底だ、自助と共助と公助の意識が足りなかったからこれだけ被害が広がったなんて、実際の被害を見てそう思うのかというところは私は訴えたいと思うのです。私は以前から言っていますけれども、例えば発災直後の被害は、住宅の倒壊だったり、津波の到来だったり、これは事前の対策で、例えば、住宅を倒れにくくする、地震が発生した際の津波の警報のときの避難の経路を確認する、誰が誰を背負って高台まで行くかの計画も立てて訓練もする、発災前の対策によって被害はなくせるし軽減できると思うのです。発災後の対応だって、いわゆる避難所生活の改善だったり、在宅避難の改善だったり、能登の方々だって、ビニールハウスでご近所の方々と暖を取りながら食事をしたり、住宅を再建するまで踏ん張っているわけです。

だから何が言いたいかというと、被害を事前に想定して、それをなくすための計画を立てて、対策を立てて、訓練もして、そうした発災前の予防対策こそ最大の教訓だということが、実際の震災の姿だと私は思うのです。自助だ、共助だ、公助だと何遍言ったって、どれだけの被害が起きるのか、それを防ぐには何をするのか、徹底するにはどんな訓練や事業展開が必要なのか、このチャンネルに切り替わらない限り、被災地での被害を正面から向き合っていないと私は思います。この自助・共助の重要性の再認識ではなくて、被害の想定、それを防ぐための対策、こうした予防対策こそ第一に考えるべきだと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○羽鳥防災課長

被害を想定して計画、訓練をするということの重要性に関しましては、区としてもそれは認識しているところでございます。そういった訓練を踏まえて公助の力を高めるというのはもちろんですけど、訓練を踏まえて自助・共助の意識も高めるという役割もあると考えてございます。そういった様々な取組を区として進めている中で、さらに一つ、品川防災区民憲章というものを加えて、さらに自助・共助を高めていただくというふうに考えてございます。今回、憲章をつくってそのまま終わりですと、また、これも意識がどんどん下がってきますので、そういったことのないように、しっかり日常の取組の中で、区民の皆様がこの区民憲章の内容に触れていただくような、そういった啓発の取組にしていきたいと考えてございます。

○中塚委員

被害を想定してやっているとおっしゃいますけれども、何をどう被害を想定するかというところで被害の想定から外れているものはあるわけです。今日も暑いですね。NHKのニュースを日々見ていたら、危険な暑さだということで、36度、もしかしたらこの時間、37度ぐらいになっている地域もあるということですが、果たして品川区の防災計画で、この夏の暑いときに電気・ガス・水道が止まって、避難所での生活、また、電気・ガス・水道、クーラーの効かない環境での在宅避難の想定、そうしたものはほとんどされていないと思うのです。つまり、熱中症によって亡くなるという人数そのものは分析されていないわけです。

年々暑くなっていく中で、本当にこの8月に震災が起きて、この猛暑の中の避難所生活、猛暑の中での自宅での避難、熊本の災害があったときに体育館に慌てて冷風機をかき集めて持ってきましたけれども、本当に行き当たりばったりだというのが行政の計画だと思います。私も、何もやっていないとまでは言いたくないのです。この10年間いろいろ積み重ねてきたのは事実です。ただ、実際の被害の深刻さに比べて追いついていないという点で、予防対策を第一にした計画を重ねて要望して終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

まず、我が会派から長年訴えてきた内容について、今回制定ということになったことについて大変歓迎したい内容だと感じています。まず、防災会議のメンバーの構成と、また、防災会議を委員聴取の対象とした理由について教えてください。また、有識者インタビューのメンバー4名をどのような角度から選んだのか、理由について教えてください。この中でインタビューとありますが、誰がインタビューするのか、4名それぞれ別の場所でヒアリングを行うのか、それとも4名によるディスカッション形式の中で意見集約していくのか、インタビューの回数は何回を想定しているのか、この辺についてお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

まず、防災会議のメンバー構成でございますけれど、人数としては60人になります。構成するメンバーですが、国の行政機関、自衛隊、東京都、警視庁、消防長、消防団、JR等の公共機関、あとは、各地区の町会・自治会連合会長、医師会と建設防災協議会、そういった様々な方によって構成されている会議でございます。こういった様々な分野の有識者の方、集まっている会議ですので、この場で意見を募りたいということで、防災会議での意見聴取とさせていただきました。

また、4名の方の有識者については、こちらは、学識経験者、あと、区民で地域防災に携わられている方ということで、男女1名ずつということでこの4名を選定したところでございます。今後インタビューに関しましては、まずは1回を予定しているところでございます。今後必要に応じて、ご意見等いただければというふうには考えております。

○ゆきた委員

様々確認できました。ありがとうございます。もう、先ほどお話もあったとおりで、令和8年の3月11日という短い期間での内容を決めなければいけないところなので、様々課題もあると思うのですが、さらに質のあるものにしていただければと思います。防災会議のメンバーに意見をいただくのでありますが、もう既に考慮もされているかと思いますが、例えば、議論の下地となる配付資料の中に、参考としてイメージが湧くような、横浜市とか釜石市で制定された防災市民憲章を入れたほうがいいのかと思われま。ここについてもお考えをお聞きできればと思います。

また、事業内容の方針で、品川区民の意見を聴くとありますが、防災会議でも品川区民は、先ほどの中で一部ですし、有識者の中でも品川区民は少ないです。となると、ここに載せられているデジタルプラットフォームでの意見集約が主となると思われますが、ここについては先ほども議論あったと思いますが、どのような形で区民に投げかけるのか。また、対象年齢を、このデジタルプラットフォームでどのぐらいの年齢を対象としているのか教えてほしいと思います。区民に、防災憲章といってもなかなかイメージが湧きにくいと思われま。この辺についてお考えがあればお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

まず、イメージが湧くようにというところで、他自治体の事例も防災会議の配付資料に、というところでございますけれど、もちろん、他の自治体の事例であったり、理念のベースとなる、品川災害対策基本条例の全文、そういったものもお示ししながらご意見を募りたいというふうには考えてございます。3つ目の質問にもなりますが、イメージが分かりづらいというところがありますので、デジタルプラットフォームで意見を募る際もそういったものを提示していきたいというふうには考えてございます。デジタルプラットフォームをどのように活用するのか。今後、区民への投げかけであったり、対象年齢、そういった細かなところは今後詰めていきたいと考えてございます。

○ゆきた委員

デジタルプラットフォームということで、事業内容の（２）の方針で、「デジタルプラットフォーム等」とあるので、伝わりにくいデジタルだけではなく、直接各世代のワークショップを開催していただきたいと思います。先ほど、似通った議論もありましたけれども、釜石市では意見交換会、審議会、ワークショップを計１３回行って市民の声を集めています。また、小学校、中学校でのワークショップやフォーラムでの延べ参加者数は４６４名、参加して生の声をじかに聞いています。私たちの防災区民憲章、品川区の防災憲章としていくなれば、例えばこれらの世代をこれから担っていく小学生、中学生、高校生などの防災憲章に関する新しい意見とか斬新なアイデアやイメージを各学校で集めたりとか、地域の区民防災組織の防災担当課や防災協議会の中で、アンケート形式で憲章の文言のアイデアを集めるなど、あらゆる手段を使って深く心に届く防災憲章にしていきたいと思います。そういった意味では、制定された文言の表現にこそ全てかかっていると思われれます。ですので、例えば著名な詩人とか作家、作詞家などから言葉の力、伝える力を駆使することができる人に、最終的に憲章素案に手を入れてもらってはどうかと思いますが、ここについてもお考えをお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

ワークショップの活用だったり著名な方の採用であったりというところでございますけれど、今回、期間も限られている中ですので、できる範囲のところで行ってみたいというふうには考えてございます。ワークショップに関しましても、デジタルプラットフォームの機能の中で、そういった活用ができる可能性があるかもしれませんが、そういったところも視野に入れながら、幅広く意見を聴取してまいりたいと考えてございます。

○ゆきた委員

ぜひ、じかに、現場の生の声というか、小学生、これからの高学年とか、あと中学生、高校生の意見を聞いてつくっていただければと思います。

最後に、品川区らしさを表現するというところで、先ほども、これからまさに意見を募っていくという回答があったと思いますが、品川区らしさの特色として、マンション防災とか在宅避難をしなければいけないとか、木密地域があることとか、トイレ問題がこれから、エリア、空白地帯も出てきているところで、そういったところもできる限りの災害時に想定し得る区の特徴を参考として、区民や有識者の意見交換の俎上に上げていただきたいと思いますが、こちら最後にお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

品川区らしさというところでございますけれど、他自治体の防災憲章を見ても、あまり個別具体的なところまでは書いていなく、やはり理念ですので、幅広く表現しているところがあります。そういったところも参考にしつつ、ただ、区民の方から意見を聞く場合は、そういった細かなところまで拾い上げ

て、それを全体的にどういうふう理念として、防災憲章として表現していくかというところは考えていきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○せお副委員長

2点あるのですが、すみません、私もこの2番、事業内容の目的のところの、区民の自助・共助の意識向上と、これだけ書かれているのがちょっと違和感あるというか、これだけなのかなあというのは少し感じたところで、これは今後、有識者インタビュー等を実施していったりして、また、目的は追加されていったりするのかなというのをお聞かせいただきたいと思います。今、ゆきた委員からもあったように、本当にこれ幅広く聞いてほしいなあとも思ったのです。本当、子どもたちの声とかもすごく重要だと私も思いますし、せっかくジュニア防災プロジェクトでしたか、そういったところもあるので、何か聞けるのではないかなと思っています。スケジュールがすごいタイトだなと思っていて、例えば今、ゆきた委員から提案あったような、幅広く聴いていくとか、ワークショップとかやっていくというのは、これは間に合うのかなというところもお聞かせいただけますか。

○羽鳥防災課長

まず、1点目の目的についてですが、目的はぶれないほうがいいと思いますので、もうこのまま、特に追加はしないで、自助・共助の意識向上ということで進めていきます。スケジュールがタイトですので、子どもたちも含めて、ワークショップも含めて幅広く意見を聴取というところに関しましては、やはり、短い時間の中で多くの意見を聴取できるという特性がデジタルプラットフォームのメリットであると思います。ですので、今回デジタルプラットフォームを軸として、各町会・自治会長にも直接お話を伺うなど、幅広く意見を聴いていくという方向で考えております。

○せお副委員長

目的、この自助・共助の意識向上はすごく大切だと思うのですが、それだけでやっていくということで、そこは認識、理解しました。ではその中でも、具体的なところは幅広く取っていただきたいなと、そこは要望しておきます。

そのスケジュールなのですが、デジタルプラットフォームを中心にということで、それはいいのですが、だったら、先ほどから少し意見もありましたけれど、もう少し前からやってほしかったなという、何か終わりがこの令和8年、3月11日というのは少し理解できるのですが、だったらもう少し前からだったかなというのは感じました。本当に今、子どもたちが考えていることとか、デジタルプラットフォームを活用できない区民の方とか、本当にそこら辺も大切だなあと思っているので、ぜひ、ではもうこのスケジュール変わらないのであれば、できるだけ幅広く意見は聴いてほしいし、いろいろな聞き方、本当に顔を合わせてワークショップとかで話していくというのはすごく大切だと思うので、ぜひ、時間ないのですが、検討していただきたいなと要望いたします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。いいですか。

すみません、委員長から1点よろしいでしょうか。今、議論の中で、より多くの声を聞いてほしいという声がありました。その中で、その集約されたものがデジタルプラットフォームの活用というご答弁でありましたので、少なくとも時間のない中でしっかりつくり上げていくということで、このデジタルプラットフォームで多くの方に、ご意見をいただくということが大事かと思いますが、特に若い次の世

代への意見をいただくに当たっては、やはり小学生、中学生または区内の高校生も含めて、ここへの周知はしっかりと行っていただきたい、別途、周知をご検討いただきたいと思いますと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○羽鳥防災課長

今、ご意見いただきました小・中・高、次の世代へつなぐというところはまさに、品川防災区民憲章の趣旨の一つでございますので、そういったところを踏まえて、しっかり検討してまいります。

○新妻委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

2 行政視察について

○新妻委員長

次に、予定表2の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会でご決定いただいた所管事務調査の項目や、各委員の要望をもとに正副で協議をした行政視察の案について、サイドブックに掲載させていただきました。

候補地として、まず、石川県で、能登半島地震・奥能登豪雨からの復興の状況および石川県創造的復興プランの策定について、石川県志賀町で、能登半島地震からの復興の状況、被災者支援および災害廃棄物等の処理体制について、新潟県長岡市で、中越大震災からの復興および災害に強いまちづくりに関する取組について、能登半島地震における被害および復興の状況について、それぞれ視察先の候補として考えております。

視察先の候補および調査項目につきましては、今期の所管事務調査項目や委員からの要望のほか、過去の建設委員会の行政視察の調査項目等、様々な観点から検討して、正副で案をまとめてまいりました。

よろしければ、これより先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○中塚委員

ぜひ、正副で進めていただきたいと思うのと、次回の委員会で決定でいいのですけれども、日程だけ、見通しがついた時点で、この2泊3日で行くよと。日程は見通しがついた時点で教えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○新妻委員長

日程は、これから検討を、相手先とのやり取りをした上で、日程が見えた段階で早めにお伝えをさせていただくように、また、事務局の書記とも打合せをしたいと思います。

それでは、先方との調整に入りまして、次回の委員会において改めて正副案をお示しし、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先方との調整次第では、候補地・調査項目等を含め、行程案を練り直すこともございますので、その点も含めて正副にご一任いただければと存じます。

以上で、本件を終了いたします。

3 その他

○新妻委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○羽鳥防災課長

私からは、7月10日に発生しました風水害対応についてご説明いたします。資料をご覧ください。

2番の経緯についてでございます。18時32分に洪水警報が発表されたことにより、災害対策本部を設置いたしました。その後、目黒川、立会川ともに危険水位、警戒水位と水位が上昇したため、それぞれサイレンを吹鳴いたしました。その間、土木部による区内巡回を行いました、特に被害は確認されていません。21時47分に大雨警報が解除されたため、災害対策本部を閉じました。

3番、被害についてですが、人的被害、物的被害ともに確認されていません。

4番、区の主な対応についてですが、広報活動、区内巡回、コールセンター対応を実施いたしました。コールセンターへの問合せは8件、いずれも、水位上昇に伴うサイレン吹鳴についての問合せになります。

本事案については、職員31名で対応をいたしました。

○新妻委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

○中塚委員

7月10日ということで、職員の皆さん大変お疲れでした。線状降水帯といいますか、どの時間でどれだけの雨が降るのか、目黒川や立会川もあれだけけど、上流部がどういう降り方をするのか、本当に先が読めないといいますか、突発的な降り方をするといいますか、そういう中で大変緊張した現場だったと思いますが、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

2つだけ伺いたいのですけれども、去年の河川大会のときに、目黒川と立会川のライブ映像がスマホで見づらいということを指摘させていただいて、少し考えてみますということだったのですが、私、7月10日のときもこのスマホで見ようと思ったのですけれども、逆に何か見当たらなくなってしまって、よく分からなかったのです。ただ、ケーブルテレビで、目黒川と立会川が今、警戒水位、今、危険水位、Xなどでも随時送られてくるので、現状は把握することができたのですけれども、目黒川と立会川のライブ映像というのが、あれは今どうなっているのか、ぜひスマホでも操作しやすいように工夫していただきたいのですけれども、いかがかということが1つ。

もう一つ、品川区内ではないのですけれども、マンホールか何かが吹き飛んだような現場があったとテレビで見まして、いや、これは恐ろしいなと思ったのです。私はそんなに詳しくありませんけれども、地形とか、あとマンホールの角度とか、この集まり方といいますか、ある程度、危険なマンホールというところが予測することができるのか、品川でも同様な危険はないのか、あの映像は私も衝撃的だったので、品川区で同様のことがないように十分警戒をしていただきたいと思うのですけれども、区内のマンホールの状況はどうかということ、この辺、2つ伺いたいのです。

○羽鳥防災課長

私からは、河川の状況、ライブ映像の確認方法についてですが、今年度、防災課のほうで、品川区として新しい情報発信ツールとして、防災ポータルと防災アプリというのを立ち上げました。そこに、品川区の気象状況が見えるリンクが張られています。そちらからアクセスしていただければ、ライブ映像、見る事が可能ですので、ぜひ、防災ポータル、防災アプリ、ダウンロードしていただけると助かります。

○関根河川下水道課長

私からは、マンホールの飛散についてお答えさせていただきます。予測できるのかというところでございますけれども、やはり下水道の構造上、空気が入りやすい構造ですと、空気が水によって押し出されて、蓋が飛びやすいというか、危険性が高くなるというところは構造的に予測もできる部分もございますので、そういったところには空気を抜いてあげる施設というのを設計の段階で考慮をして、施工するということでは取り組んでございます。そうした中で、引き続きそういった形でしっかりと、マンホールの飛散がなるべく起こらないような形で施工等も行っています。

○中塚委員

マンホールの蓋のほうですけれども、構造的に予測ができると、現状においてもこの空気を逃がすための設計をしているということでした。毎年のように雨の降り方が尋常ではなくなっているのも、ある程度構造的に予測ができるのであれば、そこのエリアのマンホールの空気の逃がし方が、これまでの降り方では大丈夫だったかもしれませんが、実際降っている雨の降り方に照らしたときに、果たして耐えられるのか、いま一度、点検といいますか検証していただいて、本当にバケツをひっくり返すような雨が、短時間ならまだしもそれが30分ないし1時間とか続いてくると、今までの対策を大きく上回る雨量になりますので、もちろん日頃から点検などというのはきちんとやっていることは承知していますけれども、やはり7月10日のマンホールの映像を見ているだけに、もう一度点検をして、十分な警戒を取っていただきたいと思いますが、改めてこの点だけいかがでしょうか。

○関根河川下水道課長

今ご質問いただきました、点検についてですけれども、区としては、新しく造る下水道管は受託はしておりますが、日常的な点検ですとか維持管理は東京都のほうで実施をしておりますので、東京都のほうに、そういったところを引き続きしっかりと取り組んでいただくように、機会を捉えてお話をしていきたいと考えてございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○松永委員

すみません、少し確認なのですが、土のうについてなのですけれども、7月10日の件で土のうを使用させていただきました。その際、使用してその後また、同じところに戻すというのが基本だと思うのですが、そうしたことで合っているのか確認させてください。また、その土のうを使ったときに、減っている箇所があるかもしれませんけれども、基本どういった形で確認をされているのでしょうか。また、場所によっては個数というのは変わってくると思うのですが、そうしたときにはどういった形で決められているのかお知らせください。

○森道路課長

使っていただいた土のうにつきましては、戻していただくというのが原則でお願いをしているところでございます。それぞれの土のうを戻していただいた後に、こちらのほうで、最低年に一回、土のうの管理委託というのをいただいております、その委託の中で土のうの整理をさせていただいたり、あるいは規定の個数を設置できているか、乱雑になっていないかというようなことを確認し、いつでも使っていただけるような形にしたいというように思っています。個数につきましては、何かしら計算式でということではないのですが、過去の浸水の実績であったりとかといったものから、このぐらいあれば十分だろうという形のものを想定して置かせていただいているというところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかに、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後２時４０分閉会